

常総市社会体育施設及び社会教育施設常設広告看板設置事業 実施要項

1 募集の趣旨及び目的

常総市では、市民の皆様が日常的に利用する社会体育施設及び社会教育施設の一部を広告媒体として開放し、民間企業の広告を掲出する事業を推進しております。本事業は、市が保有する公共施設という貴重な資産を有効活用することで新たな財源を確保し、その収益を市政運営に還元することを目的としています。本要項は、当事業への広告掲出を希望する広告主に対し、適切な運用を図るために定めるものです。

2 事業名称

常総市社会体育施設及び社会教育施設常設広告看板設置事業

3 広告看板の規格及び募集区画

(1) 規格

広告看板は、以下の規格に基づきアルミ複合板にて製作するものとします。

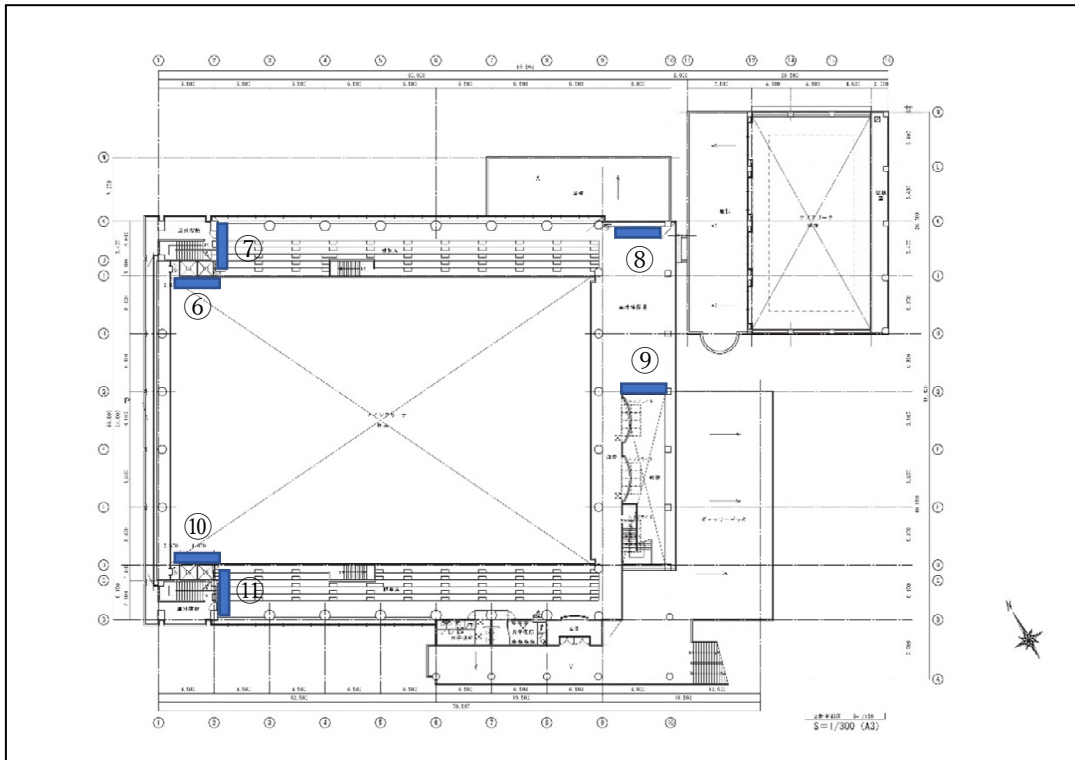
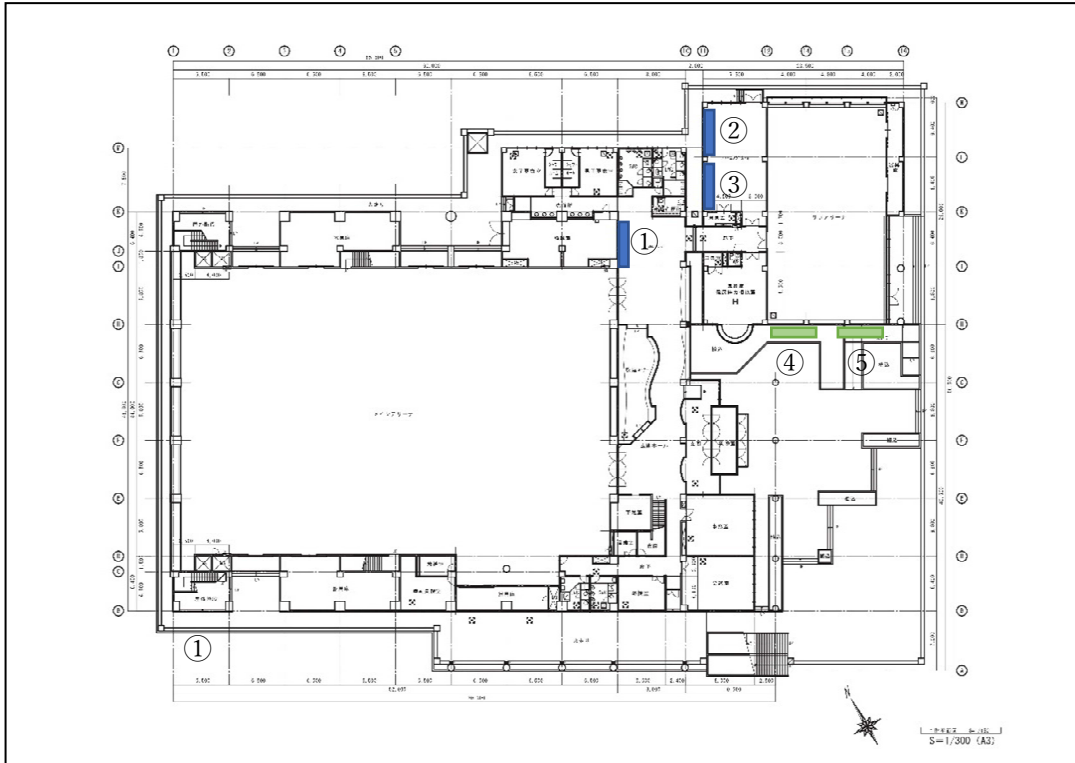
- ・ S サイズ：500mm × 1820mm
- ・ L サイズ：910mm × 3640mm
- ・ LL サイズ：1820mm × 3640mm

なお、広告のデザインについて指定はありませんが、設置する施設の品位を保ち、利用者に不快感を与えないよう、周囲の景観や施設のイメージを損なわないデザインであることが求められます。

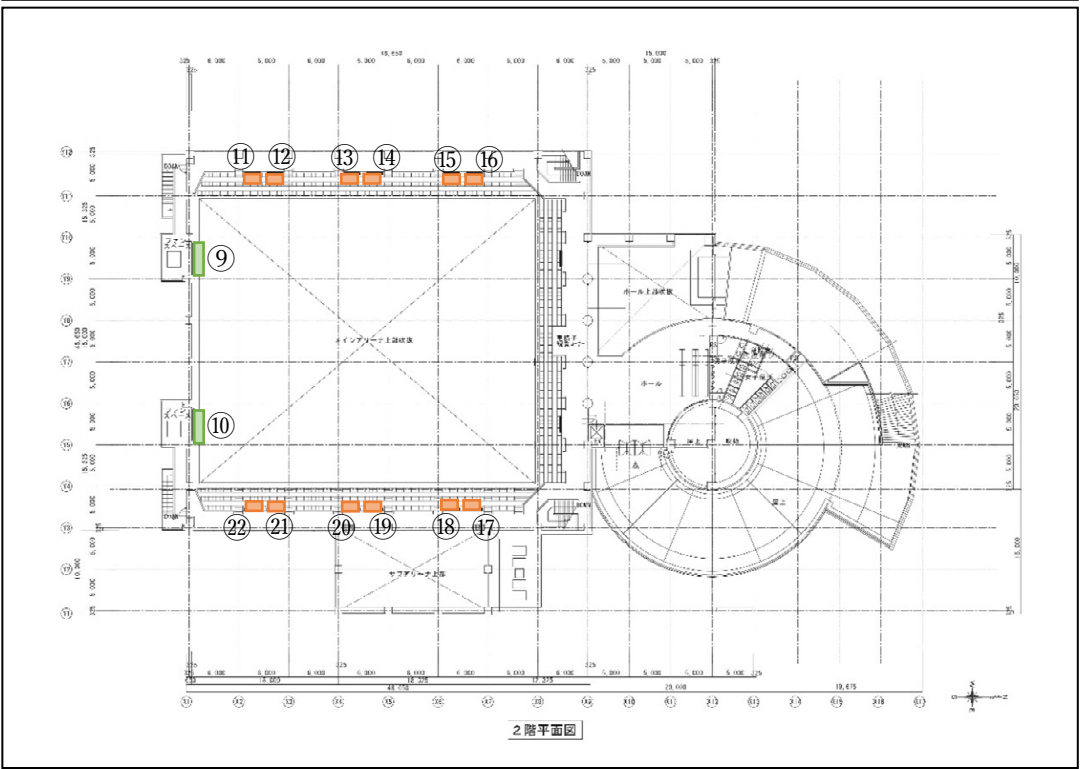
(2) 募集対象施設及び区画数

各施設における募集区画は以下の通りです。

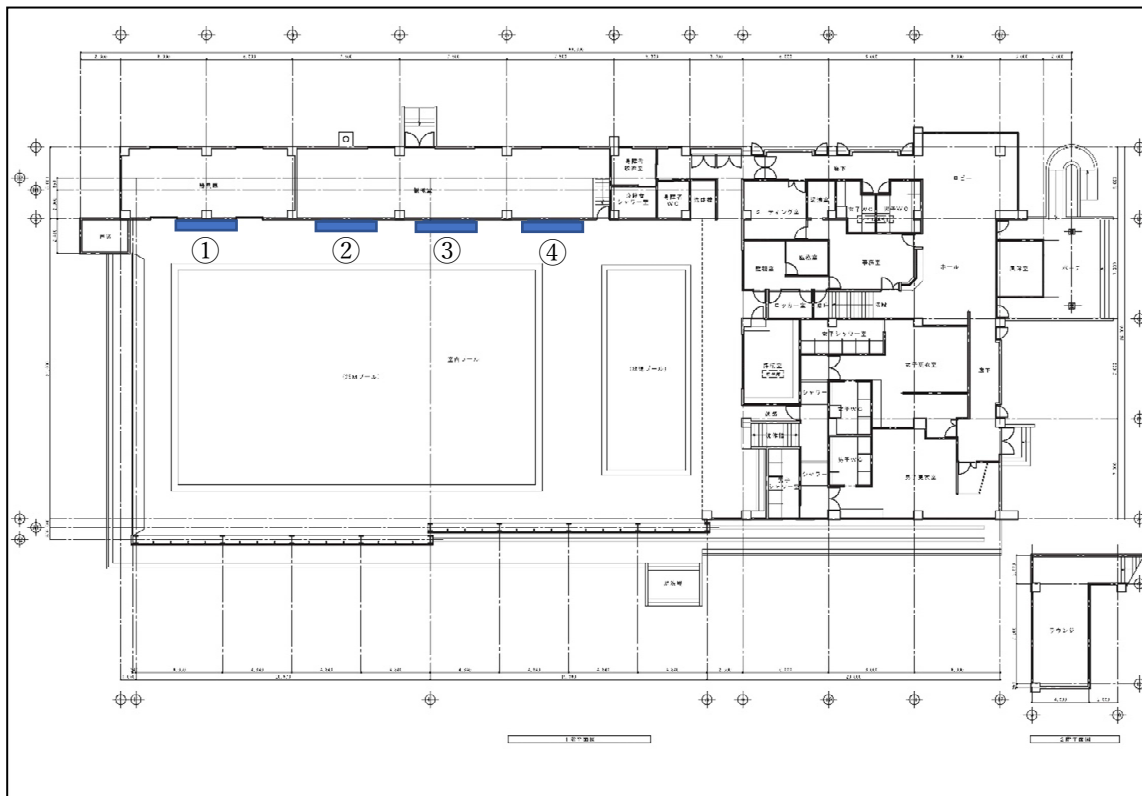
- ・水海道総合体育館：1階 Lサイズ ■ 3区画・L Lサイズ ■ 2区画
2階 Lサイズ ■ 6区画



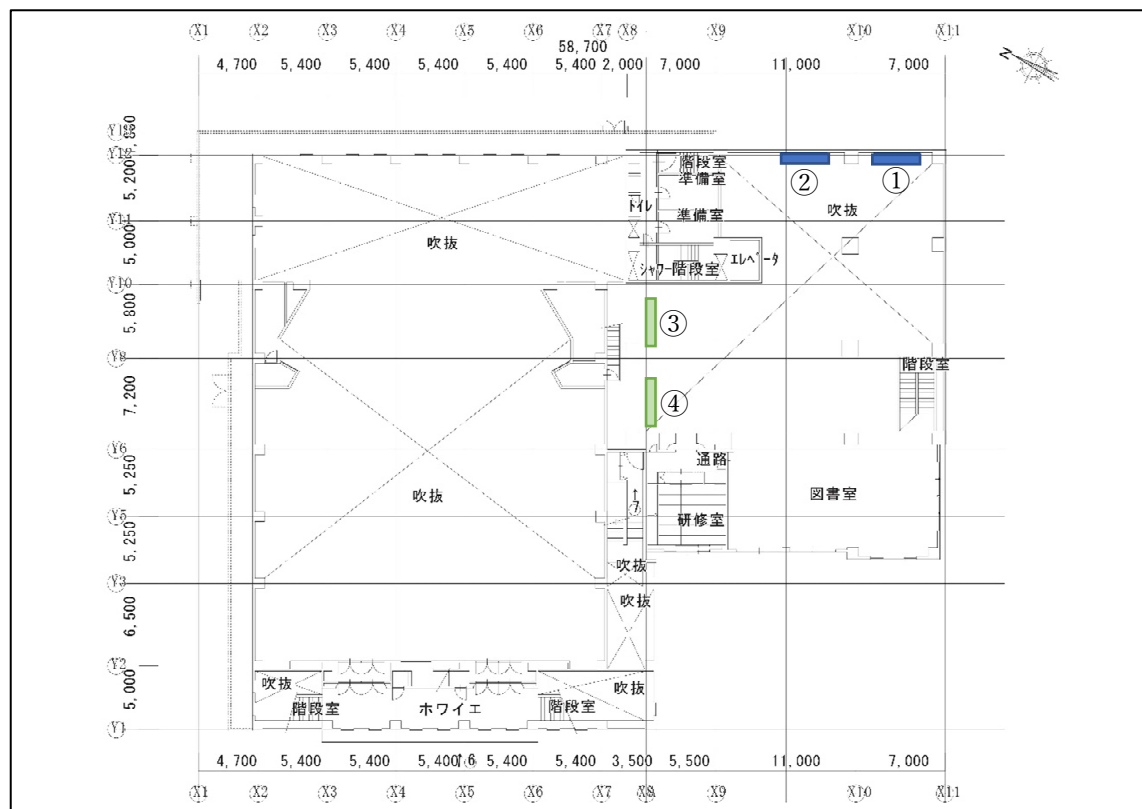
-
- Architectural floor plan of the 1st floor of the building. The plan shows various rooms including a large central hall (ホール), a library (図書室), a meeting room (会議室), a reception area (受付), and a staircase (階段). Eight specific locations are marked with blue circles and numbered 1 through 8. A scale bar at the bottom indicates distances in meters. A north arrow is located in the bottom right corner.



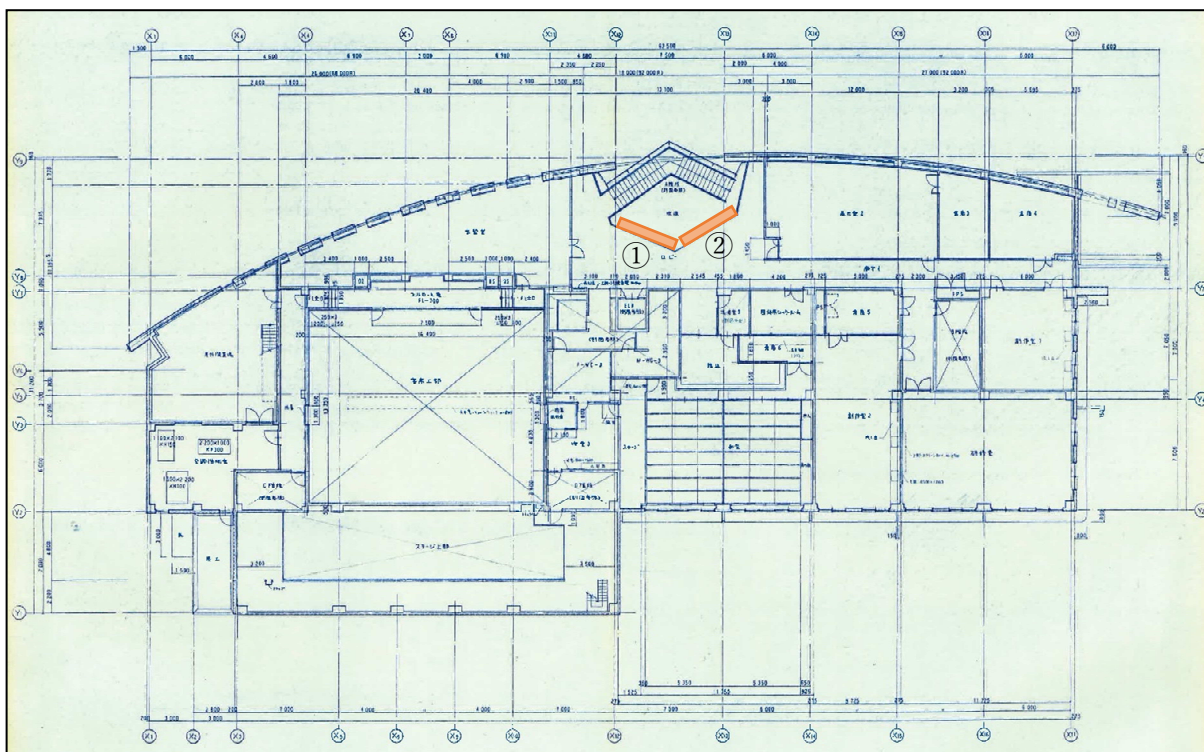
・きぬ温水プール：Lサイズ ■ 4 区画



・地域交流センター：Lサイズ ■ 2 区画・LLサイズ ■ 2 区画



- ・生涯学習センター：S サイズ ■ 2 区画



※詳細は別紙「施設概要」を参照のこと。

4 契約期間

契約期間は原則 3 年間とし、掲出開始月の初日から契約終了年度の末日（3 月 31 日）までとします。継続を希望する場合は契約満了日の 1 ヶ月前までに更新の通知を行います。また、更新の際は再度手続きが必要です。

5 掲出料金

年間掲出料金は以下の通りです（年度途中からの場合、月割、百円未満切捨て）。

- ・ S サイズ：30,000 円/年
- ・ L サイズ：100,000 円/年
- ・ LL サイズ：200,000 円/年

6 広告表現及び内容の基準

（1）広告の内容及び表現については「常総市有料広告掲載要綱」及び「別表広告掲載基準」を遵守してください。

（2）看板の材質や塗装仕上げにおいて、光の乱反射が生じ、競技や施設の利用、あるいは通行等に支障をきたす恐れのある仕様は禁止します。

（3）公序良俗に反するもの、政治的・宗教的な宣伝、または市の事業方針に合致しない広

告の掲出は認められません。

(4) その他広告審査において不適切と認められる広告内容及び表現があった場合については、必要に応じて調整を求める場合があります。

7 申込及び審議手続き

(1) 申込方法：「常総市有料広告掲載申込書（様式第1号）」に必要事項をご記入の上、事務局へご提出ください。なお、申し込みの際は、広告掲出開始月の1か月以上前までにお申し込みくださいますようお願いいたします。

(2) 審議及び決定：提出された申込内容に基づき、市が広告掲出の可否を審議します。掲出が承認された場合、「常総市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）」及び納付書を発行します。なお、設置場所や仕様については、市が必要に応じて調整を求める場合があります。

8 広告掲出料の納付及び返還

(1) 広告主は、指定された納期限までに掲出料を一括全納しなければなりません。

(2) 納付された掲出料は原則として返還いたしません。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告が掲出できなかった場合に限り、返還請求が可能です。

9 免責事項

以下の事由により広告が一時的に不明瞭、または不可視状態となった場合においても、減額や損害賠償等の請求には応じかねます。

(1) 施設の修繕・補修等に伴う看板の一時取り外し。

(2) イベント開催時、主催者またはメインスポンサーからの要請に基づき市が承諾した広告の一時的な非表示。

(3) イベント等の開催目的に伴う物理的な支障。

10 設置、管理及び撤去

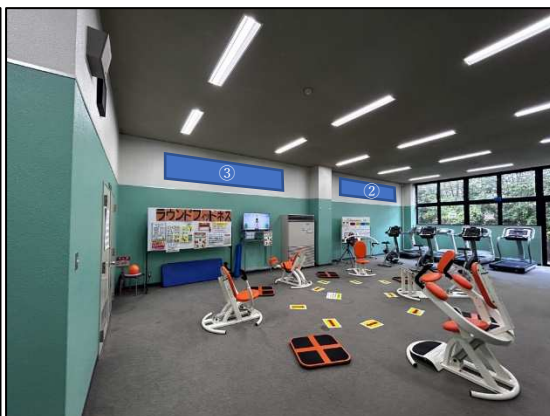
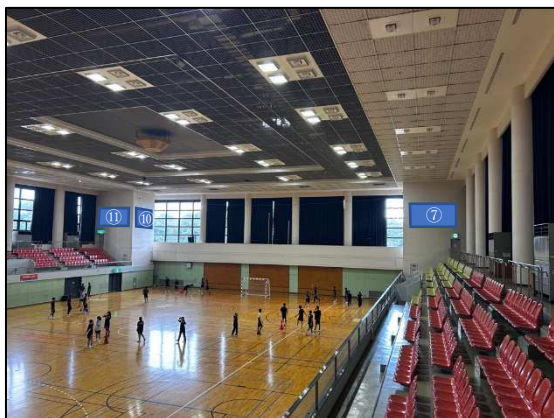
(1) 広告の設置は、掲出決定の翌月1日から可能です。

(2) 設置、維持管理、撤去および原状回復に要する全ての費用は広告主が負担します。

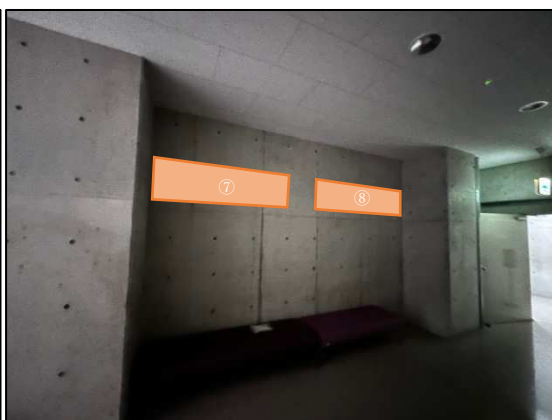
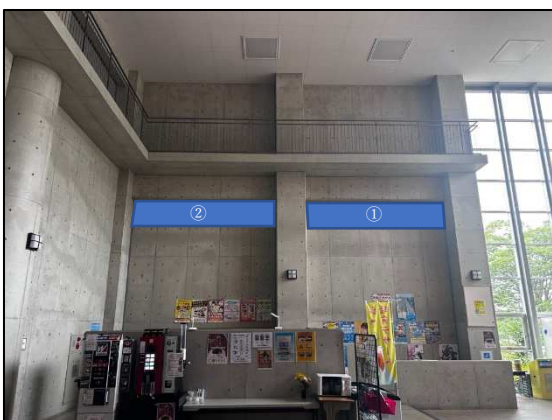
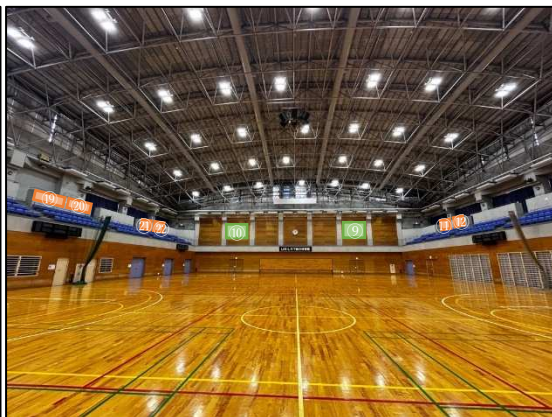
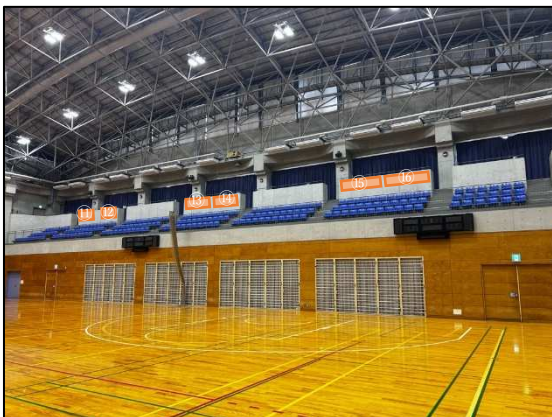
(3) 広告物の設置によって第三者との間に問題が生じた場合でも、市はこれに関する責任を負いません。

1 1 設置イメージ

・水海道総合体育館



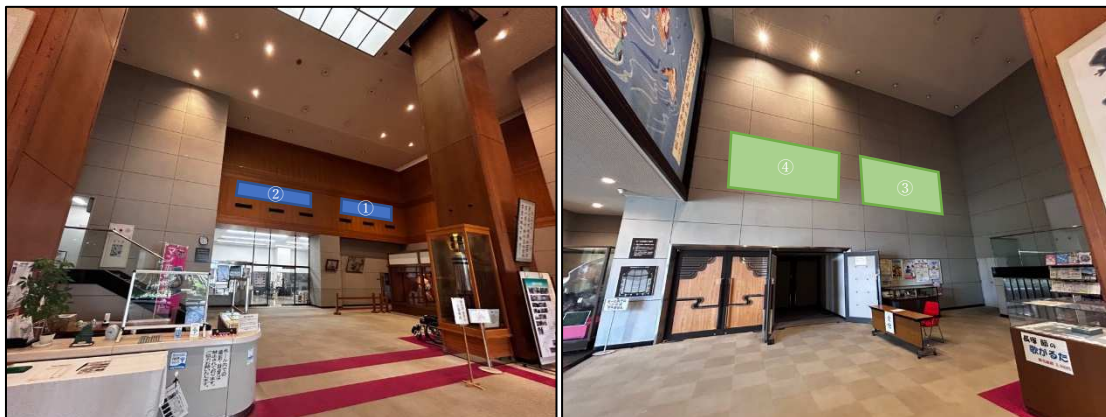
・石下総合体育館



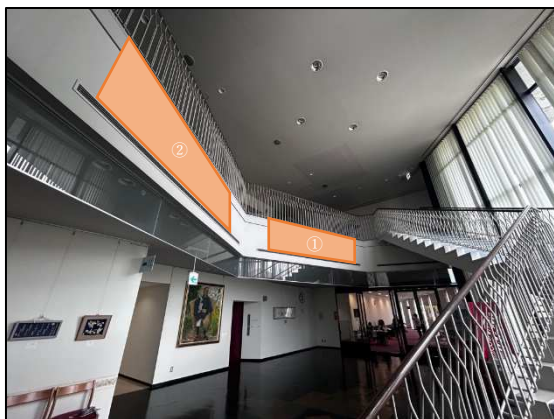
・きぬ温水プール



・地域交流センター



・生涯学習センター



1 2 その他

本要項に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、市と広告主が誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。また、指定区画以外の場所への設置を希望する場合は、市が適当と認めた場合に限り、協議を行った上で広告掲出を進めることができます。

1 3 問合せ先（事務局）

常総市教育委員会 生涯学習課 施設管理係

住所：常総市新石下 4310 番地 1（石下庁舎内）

電話：0297-23-2111 内線 8501

FAX：0297-44-7646